

2021年8月5日

株主の皆様へ

サンコール株式会社

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けについて

当社は、2021年8月5日開催の取締役会において、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、2019年5月15日付で公表した2022年3月期を最終年度とする3カ年の中期経営計画「GLOBAL GROWTH PLAN 2021」(以下「GGP21」といいます。)を実行中であり、GGP21の中で、最終年度である2022年3月期における資本コストの水準を安定的に上回る自己資本当期純利益率(以下「ROE」といいます。)の確保・向上を目指す目標や、2026年3月期にROE 8%を目指し持続的成長性と事業収益の拡大を掲げております。利益配分につきましては、長期的視野に立った経営体質の強化、事業成長を維持するための設備投資等に活用していくとともに、事業収益の拡大に応じた配当性向の実現を目指しております。当社は、中間配当と期末配当の年2回の配当を行うことを基本方針としており、前事業年度の2021年3月期の配当につきましては、期末配当を1株当たり11円とし、中間配当の9円と合わせて1株あたり20円の年間配当を実施いたしました。

当社は、株主の皆様への更なる利益還元やROE 8%を目指す資本政策の向上策及び2022年4月に実施される東京証券取引所市場区分変更を鑑みた企業価値向上策を検討している中で、2021年4月中旬、当社の第二位株主(2021年8月5日現在)である伊藤忠商事株式会社(以下「伊藤忠商事」といいます。2021年8月5日現在の所有株式数4,670,000株、所有割合14.58%)より、その所有する当社普通株式の一部について、売却する意向がある旨の連絡を受けました。

当社は検討の上、公開買付による自己株式取得を行う方針で伊藤忠商事との協議を重ねてまいりました。その結果、本公開買付価格のディスカウント率及び算定基準日については、本公開買付けの取締役会開催日の前営業日である2021年8月4日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値に対して10%のディスカウントを行った価格にて、また、応募予定株式数については、今後の当社への影響力及び当社の事業活動に必要な資金需要に鑑み、1,690,000株(所有割合5.28%)について本公開買付けに応募する旨の意向を確認しました。

また、本公開買付けにおける買付予定数は、伊藤忠商事以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から 1,800,000 株(所有割合 5.62%)を上限とすることを伊藤忠商事に提案し、2021 年7月上旬、伊藤忠商事から了承を得ました。

以上を踏まえ、当社は、2021 年8月5日開催の取締役会において、会社法第 165 条第3項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること及び本公開買付けについては、本公開買付けの取締役会開催日の前営業日である 2021 年8月4日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 462 円から 10%のディスカウントを行った価格である 416 円(円未満を四捨五入。以下、本公開買付け価格の計算において同じです。)とすることを決議し、同日付で伊藤忠商事との間で本応募契約を締結いたしました。

本公開買付け終了後におきましても、当社は中期経営計画で掲げたROE向上を実現していくために、伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社との当社製品の原材料取引における関係を強化発展することを通じて、伊藤忠商事との自動車関連部品に関する取引関係・協業関係の強化につきましても、今まで通り進めて参ります。

2. 買付け等の概要

(1)日程等

① 取締役会決議	2021 年8月5日(木曜日)
② 公開買付開始公告日	2021 年8月6日(金曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	2021 年8月6日(金曜日)
④ 買付け等の期間	2021 年8月6日(金曜日)から 2021 年9月3日(金曜日)まで(20 営業日)

(2)買付け等の価格

普通株式1株につき、金 416 円

(3)買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	1,800,000 株	一株	1,800,000 株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数(1,800,000 株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数(1,800,000 株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第 27 条の 22 の2第2項において準用する法第 27 条の 13 第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。)第 21 条に規定するあん分比例

の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2)単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手續に従い買付け等の期間(以下「公開買付け期間」といいます。)中に自己の株式を買取ることがあります。

(4)買付け等に要する資金

770,800,000 円

買付けは、自己資金にて行います。

(注)買付け予定数(1,800,000 株)を全て買付けた場合の買付け代金(748,800,000 円)に、買付け手数料及びその他費用(本公開買付けに関する公開買付け開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付け説明書その他の必要書類の印刷費等の諸費用)の見積額を合計したものです。

以 上